



シンポジウム 企業内弁護士

弁護士業務
委員会主催
2004・9・21

第1回
全3回連載予定

座談会の趣旨

-- 司会 村本弁護士から --

最近、コーポレートガバナンスとか、コンプライアンス等に対する関心の高まりの中で、企業内弁護士の役割が注目されています。しかし、企業内弁護士については、まだまだその実態や企業内における役割について、十分な理解がなされているとは言えないのが現状かと思われます。日弁連が行っている弁護士職務基本規程の組織内弁護士に関する条項の制定を巡って、企業内弁護士の方から強い異論が出ているという現実もあって聞いております。一方で、法科大学院の発足に伴いまして、数年後には弁護士の大増員時代を迎えます。企業や自治体が弁護士の雇用の担い手となり、弁護士が企業や自治体に進出し、司法が社会の隅々まで及ぶことが期待されています。企業内弁護士は弁護士として例外的な存在ではなく、普遍的な存在になることも、そう遠い先ではないと思われれます。

こうした現状を踏まえまして、企業内弁護士が組織の中で、どのような権限と機能を持ち、どのような役割を果たしているのか。今後多くの弁護士が企業内弁護士として進出するためには、何を身につけ、どのような役割を果たしていければいいのか。また、企業の立場として、弁護士を雇用するとどのようなメリットがあるのか、また、雇用するに際してどのような点に留意すればいいのか等々について、本日は金融の分野でシニアのポジションで活躍されている弁護士の先生方にお集まりいただき、座談会を開催する運びとなりました。ただ私の考え方としては、弁護士が企業にとって十分役立つ存在であるということになれば、今言ったようなことになるとは思いますが、そういう役割を果たせないとすれば、我々が考えていた、司法が社会の隅々まで及ぶという理念は瓦解し、大量増員した弁護士が職探しに狂奔するという危険性もあるいはあるかもしれません。今日は、そういう点にも留意して議論ができればと思います。

コメンテーターの紹介



池永 朝昭

Tomoaki Ikenaga
第二東京弁護士会所属(33期)
ドイツ銀行グループ
マネージング・ディレクター&ジェネラル・カウンセラー



河村 明雄

Akio Kawamura
第二東京弁護士会所属(34期)
前 日興シティグループ証券株式会社
ジェネラル・カウンセラー
(現 あさひ・狛法律事務所 顧問)



天野 正人

Masahito Amano
第一東京弁護士会所属(36期)
メルリリンチ日本証券株式会社
取締役、ジェネラル・カウンセラー



室伏 康志

Yasushi Murofushi
第二東京弁護士会所属(37期)
クレディ・スイス・ファースト・ボストン
証券会社
ジェネラル・カウンセラー、法務・コンプライアンス本部長



本間 正浩

Masahiro Honma
東京弁護士会所属(41期)
前 AIGエジソン生命保険株式会社
ジェネラル・カウンセラー
(現 オリックス株式会社 チーフ・リーガル・カウンセラー)



司会

村本 道夫

Michio Muramoto
第二東京弁護士会所属(37期)
第二東京弁護士会
弁護士業務委員会委員長

1 コメンテーターの紹介

【村本】最初に私の方から簡単に、本日のコメンテーターの先生方のご紹介をさせていただきます。先生方にご用意いただいた経歴書は精粗ばらばらでしたので、私の方から最小限の紹介だけさせていただきます。後で関連する話の中でそれを補っていただきたいと思います。

まず池永朝昭先生、第二東京弁護士会所属で期は33期です。コーネル大学ロースクール修士課程LLMを卒業され、アメリカ等で長い間の実務経験を経ておられます。そして2002年から2004年までドイツ証券会社東京支店及びドイツ銀行東京支店ディレクター・アンド・ジェネラル・カウンセラー。2004年からドイツ証券会社東京支店、ドイツ銀行東京支店、ドイチェ信託銀行、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社のマネージングディレクター&ジェネラル・カウンセラーをお務めです。

次に河村明雄先生。第二東京弁護士会所属で期は34期の先生です。アメリカのペンシルバニア大学ロースクール修士課程をご卒業なさっております。そして1987年から2004年までソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社、現日興シエイグループ証券株式会社に勤務され、1995年から2004年までジェネラル・カウンセラーをお務めになられました。現在はあさひ・狛法律事務所の顧問に就任されておられます。

続きまして天野正人先生。第一東京弁護士会所属で、期は36期の先生です。先生はワシントン大学ロースクール法学修士課程にてLLMを取得後、アメリカで事務所勤務をやられて、1992年11月からメリルリンチ日本証券株式会社のシニアカウンセル、1996年から執行役員、ジェネラル・カウンセル、2001年から取締役、ジェネラル・カウンセルをお務めになっておられます。

引き続きまして室伏康志先生。第二東京弁護士会所属で37期の先生です。コーネル大学ロースクール法学修士をご卒業になっておられます。アメリカでの実務経験を経て、2000年からクレディ・スイス・ファースト・ボストン証券会社東京支店の法務・コンプライアンス本部長をお務めになっておられます。

最後に、本間正浩先生。東京弁護士会所属で期は41期。ロンドン大学法学修士課程に留学されて、LLMを取得され、オックスフォード大学法学部修士課程も卒業されておられます。ロンドン等の法律事務所に勤務の後、1999年からGEエジソン生命保険株式会社、現AIGエジソン生命ジェネラル・カウンセラーをお務めです。現在は退職なされるというようにお聞きしております。(本年10月よりオリックス株式会社チーフ・リーガル・カウンセルに就任)

以上の先生方にコメンテーターをお願いいたします。

まず最初の問題として、金

融機関における企業内弁護士の業務内容ということに入っていきたく思います。金融機関における法務・コンプライアンスの組織の実態、その組織内において弁護士がどのように活動しているかということについて、池永弁護士の方から、まず概括的なご報告をしていただきたいと思います。池永先生、よろしく願いいたします。

2 金融機関における法務・コンプライアンスの組織と社内弁護士の活動

2-1 ドイツ銀行グループの場合

【池永】まず、ここでは金融機関にお勤めでない方も非常に多いです、特に弁護士の方々は会社の組織がどうなっているかというのは、よく分からないと思うので、まず私の会社を例にとって概要はこうなっているということをご説明したいと思います。したがって、これはあくまでドイツ銀行グループのモデルでございまして、必ずしも同業他社とは一緒でないという点にご留意いただきたいと思います。ただ、概念的にどういう感じになっているのかなということは、お掴みいただけたと思います。本日は私の師匠筋にあたる方もおいでになって、だんだん緊張してまいりましたけれど、なるべく簡略に議論ができるようにご説明したいと思います。

弁護士訪問 インタビュー

ドイツ銀行グループ
マネージングディレクター&ジェネラル・カウンセル
池永 朝昭氏

ある1日のタイムスケジュール

7:00	起床
8:30	入社
9:00	法務部の会議
10:00	コンプライアンスと会議
11:00	証券COO・コンプライアンスと会議
12:00	昼食
13:00	リージョナル・ガバナンス・ボード
14:00	アセット・マネジメントCEO等と会議
15:00	社内弁護士と会議
16:00	社内弁護士・コンプライアンスと会議 アセットのマネジメントと会議
17:00	アジア・パシフィック・ジェネラルカウンセル・ カンファレンス・コール
18:00	ビジネス・マネージャーと会議
19:00	Eメールを読む
20:00	
21:00	退社
23:30	就寝

今回の座談会の仕掛け人、池永弁護士は、国内法律事務所、アメリカのローファーム等多彩な弁護士経験を有する。彼の事務所は、山王パークタワーの眺望の良いフロアにある。この執務環境は魅力的である。弁護士はサービス業であるとの理念に基づき、サービスの質を向上させ、企業内のクライアント(相談者)との関係で、コストパフォーマンスをチェックする。金融の専門的知識を有し、「経営」の能力を育むことができる。企業内弁護士の将来は、弁護士に限らず、経営者の道を歩むこともしばしばである。ワーカホリックの如く働くことはなく、部下には夜8時までに帰ってもらうのが彼の希望である。「余裕のあるライフスタイルのなかでこそ、適切な判断ができる」と池永弁護士は語った。

(編集部)



会社の概要

ドイツ銀行というのはグローバルな金融機関でございます。全世界に約6万人位従業員がおります。日本においては4つの法人がございます。ドイツ証券会社東京支店、ドイツ銀行東京支店、ドイツ・アセット・マネジメント株式会社、ドイツ信託銀行株式会社の4社がございます。その4社を通じてビジネスをやっております。ちなみにドイツ銀行というのは文字通りドイツの株式会社でございますが、ドイツ証券会社というのは香港の法人で

ございまして、その東京支店ということでございます。従業員は4社で大体1,100名ほどおります。1,100名と言いますと東証の一部上場企業の規模の中でもかなりのサイズになっているということでございます。グローバルの金融機関で日本で非常に大きいオペレーションを持っているところは、大体これ位のサイズになっていると思います。

やっている業務は、インベストメント・バンキング、株式、債券のセールス、トレーディング、資金調達、M & A等の投資銀

行業務全般、ホールセール向けのファイナンス、ローン、キャッシュ・マネジメント等の銀行業務、それからアセット・マネジメントサイドで投信投資顧問、運用アドバイス、信託業務を主にやっております。

会社の組織

ドイツ証券の例をとりますと、組織としては次の図のようになっています(次頁参照)。

法務部は管理本部のチーフ・オペレーティング・オフィサーの下についております。左側にあるところは、我々フロン

ト業務とっている営業部門でございます。管理本部の下にある部分が管理部門になります。業務部の隣に、我々がコアと呼んでいる、これは規制上コア部門として従業員の兼職ができる部門という意味でコアと呼んでいます。兼職ができない部分は俗にノンコアと呼ばれていますが、それが広報部以下の右手にございます。法務部はコンプライアンス部とは分かれておりまして、それぞれ独立の長がいるという形になっています。ちなみに当社のコンプライアンス部の部長は第二東京弁護士会会員の中島史郎会員でございます。

ドイツ証券では金融庁から弊害防止措置の適用除外承認を取得して、法務部の職員が4社の職員を兼職できるという事になっております。弊害防止措置は一言で言いますと、

各法人は独立してやりなさい、それから顧客の非公開情報の共有はまかりならん。その他諸々ありますが、大体それが趣旨であります。したがって、この弊害防止措置の適用除外をとらないと兼職はできないということになっております。

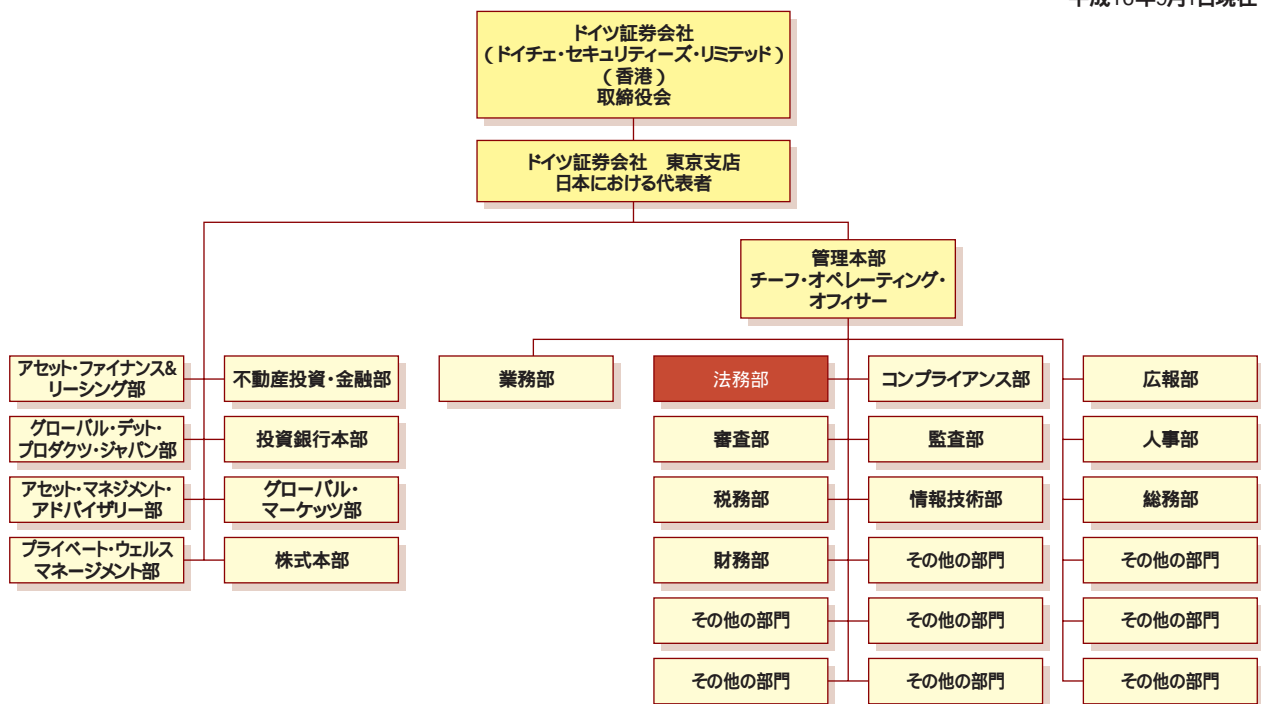
以上の兼職の前提の頭で見させていただきますと、私はジェネラル・カウンセラーで、それぞれの会社のチーフ・オペレーティング・オフィサー、管理部門統括責任者というように証券取引法の内閣府令では呼んでおりますが、その者にレポートするという形になっております。私の下に、それぞれのビジネス担当の法律家があります。弊社の場合は日本の弁護士資格を持っている者は、私を含めて2名。全員がニューヨーク州の資格を持っております。したがって、こういった陣容でそ

れぞれのビジネス部門を基本的に担当するという形になっております。

私の下にコーポレートセクレタリーが配置されておりますが、これは株式会社においての株主総会、あるいは取締役会の議事録とか、あるいは各種の委員会の秘書役をやる。それから委任状の管理とか、会社の印章の管理といった業務を担当しております。また、グローバルマーケット(GM)という、債券業務をやっている部門を担当しているロイヤーと、その下にドキュメンテーションのスペシャリストというのがおります。これは主にISDAマスターアグリーメント、つまりデリバティブ取引におけるスタンダードな契約書類がございますが、それについてのドキュメンテーション、契約書を作ってい

ドイツ証券会社東京支店の組織図

平成16年9月1日現在



くという役割を分担している方々でございます。ちなみにビジネスマネージャーというのが私の下に配置されていますが、これは会社の中の部の、法律事務所と言えば事務長さんの、会社の中で色々な事務、インフラ関係等々、あるいはコスト管理とか、色々マネージャーとしてやらなければいけない部分がございますが、そういうものを補助してくれる人間が1人ついているということでもあります。

法務部の組織

法務部はグローバルな組織になっております。一番上はドイツ銀行の監査役会の法務、コンプライアンス担当役員というのがございます。これはフランクフルトにしまして、その者にグローバルのジェネラル・カウンセルがレポートするということになっております。ジェネラル・カウンセルは私どもの場合はニューヨークにおります。この人は元々アメリカの証券取引委員会のジェネラル・カウンセル及びエンフォースメント・ディビジョンという部門がございまして、そのトップをやった方がジェネラル・カウンセルを務めております。それで米州、西ヨーロッパ、中央・東ヨーロッパ、アジア太平洋という形で四つに地区が分かれており、それぞれの地区担当のジェネラル・カウンセルが置かれています。私はアジア太平洋担当の下にぶら下がっているという形になります。ちなみにグローバルで言います

と、ドイツ銀行グループの法務部の組織は、スタッフまで入れて大体700名、もうちょっと超えているのでしょうか、それ位の人間がおります。この中でエグゼクティブ・コミッティーというのが組織されていまして、全世界で大体12名位の人間が法務部のトップとしてマネジメント、あるいは全世界にまたがるような問題をやっておりません。私もその中に入っております。

元に戻りまして、ドイツ証券、あるいはドイツ銀行の中で、こういった法務部長がロールをやっているかということですが、法務部長の役割、あるいはジェネラル・カウンセルの役割というのは、また後ほどディスカッションに出てくると思いますので、その点は省略させていただきます。法務部長は会社の中の重要な委員会の中にメンバーとして、あるいはオブザーバーとして入っております。ドイチェ信託とドイチェ・アセット・マネジメントについては省略させていただきましたが、経営委員会、業務委員会、リスク・アンド・リソース委員会、リーガル・コンプライアンス・ビジネス倫理委員会、新商品承認委員会という、会社の中で非常に重要な業務について担当している委員会のメンバーになっております。

また弊社の場合はリージョナル・ガバナンス・ボードと言うように社内には呼んでいますが、これも金融庁の承認がないとできないですが、リーガル・コンプライアンス・アン

ド・ビジネス倫理コミッティーという法人をまたがって組織された委員会がございまして、そこでコンプライアンス関係の重要問題等々、あるいはビジネス倫理にからむような問題、あるいはレピュテーションリスク、最近レピュテーションリスクというものが非常に高まっているわけですが、そういう問題をドイツ銀行グループ全体として扱う、そういう委員会がございまして、その中のメンバーにもなっております。

法務部の業務

法務部の業務分掌ということに関しては、こういう業務分掌規定になっています。

法務部の業務分掌

法令遵守管理に関して、以下の主要な業務を分掌

取引に関する法律問題を検討し、法的リスクを評価・判断し、コントロールすること

証券会社、銀行、信託銀行の活動が金融機関に関する規制業法(証券取引法、銀行法、信託業法等)に照らして合法であるか及びドイツ銀行グループの企業倫理に一致しているかどうかの判断を行うこと

これらの判断の提供を行うことを通じて、ドイツ銀行グループのレピュテーションを守ること

まず第1に当然の事ながら法的問題を検討して、法的なリスクを評価、判断し、コントロールすること。この中には当然、例えば取引の契約書のレビューをしコメントをする、あるいは契約書のドラフトをする等の業務が含まれてくるわけでございます。他方、私どもは

大変厳しい業法規制の下に置かれている業種ですので、やっている活動が業法の枠の中で合法であるのかというところも常にチェックしております。9月中旬に、とある金融機関ではプライベート・バンキング全面撤退、事実上1支店3営業所の認可を取り消されたという報道がありました。あれなども規制業法、業法違反がいくつも指摘されておりました。日本の規制当局は、おそらく他の国に比べて最も業法について敏感であると言っていると思います。したがって、この辺をマネージするのは法務部、あるいはコンプライアンス部にとって大変重要な役割になっているということでございます。

それと同時に、企業倫理というものに一致したことが行われているかどうかということも意見を述べる場合があります。そういうものについての一定の意見を述べる権限があるということです。こういう判断、問題提起を行うことによってドイツ銀行グループのレピュテーションリスクを守るということが大きな任務になっております。レピュテーションリスクというと中々分かりにくいかもしれませんが、一旦不祥事が起こると大変な影響があるということは、皆さん、最近の企業不祥事の報道でご理解いただいていると思います。一番最近な例ですと雪印さんのように、子会社が立ち行かないところまで追い込まれてしまうようなことも起こり得ることで

すから、レピュテーションリスクを守っていくことが重要な業務範囲になってくるということなんです。

したがって、ここに関連する部分は全部法務部の業務分掌に入ってきます。例えば規制当局との対話、これは私どもが抱えている問題だけではなく、業界を横断するような問題についても色々話をする。場合によっては立法にまで持っていくような、ロビーイングに近いようなこともやるということです。先ほど申し上げた兼職、あれも証券取引法の内閣府令の改正をやりまして、実はここにいるメンバーのかなりの方々がそれに関与しました。そういうことも法務部の中でやっております。

ちなみに法務部というのは、どういった形で増えてきたか、これはドイツ銀行グループの例ですが、実は私どもは金融庁から一度お咎めを受けておりまして、その時からドラステックに増えていきます。現在も業容が増えてきて、業務的には非常に多忙とっていい状況です。したがって、私どものビジネスが広がるにつれ、ロイヤラーの数も増やしていかなければいけないということで、平成17年度まではさらに3名増員させたいということになっております。今のところは合計15名のスタッフですが、採用がうまくいけば20名のスタッフという形になってまいります。

以上、駆け足でしたが、私どもの組織についてご説明しました。これは1モデルで、当

然すべてのところがこの形ではございません。室伏先生のところは法務・コンプライアンスが両方重なっている、それについてちょっとご説明していただこうと思います。

2-2

クレディ・スイス・ファースト・ポストンの場合

【室伏】 クレディ・スイス・ファースト・ポストンの室伏でございます。今池永先生がご説明された事と、ちょっと違う事にフォーカスしてご説明したいと思います。

会社の概要

クレディ・スイスグループ自体はドイツ銀行グループのように世界有数の金融グループであるということです。グループの構成自体は3つに大きく分かれています。クレディ・スイスというスイスの銀行、それから私がおりますのはクレディ・スイス・ファースト・ポストンという、基本的に企業や機関投資家相手の業務を行う投資銀行、あと保険、ウィントートウル、その3つのグループがあります。日本においてはクレディ・スイスの拠点はございません。数か月前に新聞等を騒がせた、香港のプライベート・バンキングというのは、東京には拠点はございません。私はクレディ・スイス・ファースト・ポストンで、池永先生は肩書に4つ位会社の名前が書いてあったかと思いますが、私も形式的には4つの会社の職員ですけれど、

現実的に見ているのは証券と銀行。従業員の数で言うと合わせて600名ほどおります。投資銀行とアセット・マネジメントを入ると700名位が東京にあります。

法務・コンプライアンス本部の構成

私がございます法務・コンプライアンス本部の構成ですが、ドイツ銀行と違うのは、私の場合コンプライアンスとリーガル、両方を担当しております。私が一番上にいますが、その下にコンプライアンス部長という者がおりまして、コ

ンプライアンス部の中が4つに分かれています。簡単に説明しますと、コントロールルームというのは内部者情報、インサイダー情報のコントロールをするところです。売買審査というのは日々の株式とか債券の売買が適正に行われているかということをチェックするところです。営業審査、営業考査とも言いますが、それは日常の色々なコンプライアンスに関わるアドバイスをするところです。レギュラトリー・アフェアーズというのは、色々な法改正、規則改正を

会社の中に伝えたり、免許申請とか認可申請等をするところです。

内部管理部

当社のユニークなところは、内部管理部というのがありまして、これは細かい話になって恐縮ですが、証券会社は、証券業協会の規則で内部管理責任者というものを置かなければいけない。コンプライアンスと何が違うかと言いますと、基本的に今部長を入れて5名いますが、彼らはトレーディングとかセールスのフロアにい

I N T E R V I E W

六本木ヒルズに近い泉ガーデンタワー26階に、室伏康志弁護士のオフィスはある。窓越しに東京の景観が広がる。快適そうな執務環境だ。大手渉外事務所に勤務していたこともある室伏弁護士によると、企業内弁護士と渉外弁護士のライフスタイルの決定的違いは、夏期休暇など休日を長期間とることが自由であることむしろ、義務的ですからある、深夜労働が少ないことである。大手渉外事務所のパートナー弁護士の収入には劣るが、日本の平均的弁護士より高い収入が保証され、日々の生活も比較的ゆったりと過ごすことができる。弁護士会会務ではないが、日本投資者保護基金、国際銀行家協会(IBA)等で公益活動に従事することもできる。一生、企業内弁護士をやるつもりでない人であっても、若い時期に企業内弁護士で経験することは、企業が弁護士に何を求めているか明確になるので、興味のある人は、是非、トライしてもらいたいと、室伏弁護士は強調された。

(編集部)



**弁護士訪問
インタビュー**

クレディ・スイス・ファースト・ボストン証券会社東京支店
法務・コンプライアンス本部長

室伏 康志氏

ある1日のタイムスケジュール

6:00	起床
7:30	出社
9:00	マネージメントコミティー
12:00	昼食
14:00	電話会議
15:00	
16:00	ビデオ会議
17:00	
18:00	打合せ
19:00	
20:00	夕食
22:00	退社
24:00	就寝

まして、常にフロントの横にいるということです。コンプライアンスの方はもうちょっと下がった形でバックにいる。より現場に近いところでアドバイスなりチェックをするという役割です。

法務部のメンバーと役割

あと法務部に私を入れて8名おります。そのうち日本の弁護士資格を持っている者は私を含めて2人おります。あとは日本人でニューヨーク州の資格を持っている者、あるいはイギリスの弁護士で、法務、コンプライアンスの総勢で30名ほどです。

役割等については、池永先生がご説明された事と基本的に同じですが、私自身の問題で言うと、リーガルだけではなくてコンプライアンスの方にも責任を持っている、その辺が違うところだと思います。

【村本】 どうもありがとうございました。それでは、あと3人の先生方からも、お辞めになった企業もこれからはその先生の所属企業というように呼びたいと思いますが、先生方の各所属企業における法務・コンプライアンスの組織の実態について、今のお二人の先生方と大体同じなのか、あるいは違うのか、違うところがあればどういうところか、あと、ちょっと今よく分からなかったのですが、法務・コンプライアンス以外にも弁護士というのはある程度いるのだろうか、どうだろうか、その点の説明を順次お願いしたいと思います。では河村先生からお

願いたいと思います。

2-3 日興シティグループ証券の場合

【河村】 組織的には、今ご説明いただいたのとそんなに大差ないので、時間の関係もあって発言を省略させていただきたいと思います。ただ、今最後に触れられました、他のセクションで活躍している弁護士がいるのかという点について、一言申し上げさせていただきます。これは日興シティでも例がありました、投資銀行本部という債券や株式の引き受けをやったりM & Aをやったりする、そういう部隊で私も日興シティの中に弁護士がいました。何をやっているかという、M & Aであるとか商法の色々な仕組みを使って、例えば特殊な株式を発行するとか、色々な仕組みを使ってお客様の資金調達ニーズを助けていく、そういった場面ですと非常に法律がからんできますので、色々なアイデアの開発に弁護士が重要な役割を果たし得るわけです。M & Aであるとか、色々な敵対的な買収に対する対抗手段を考えると、今申しました資金調達の新しい方法とか、そういったところで弁護士がいる。あるいは、他の会社さんのことで私が知っている例ですと、デリバティブの契約書を作ったりする、これもまた非常に特殊な部分ですが、そういうところで弁護士さんも置いてデリバティブのドキュメンテーションを担当させるといったような

例が、法務・コンプライアンス以外で弁護士を配置する会社の例として知っておりますので、コメントさせていただきます。

【村本】 ありがとうございます。天野先生はいかがでしょう。

2-4 メリルリンチ日本証券の場合

【天野】 基本的には組織及び弁護士が本部以外のところで働かれているところについても、同じようなものです。金融機関ということもありますが、商品の組成とかビジネスのやり方そのものに法律の知識、法律の運用そのものが深く関連し、そのディールとして組成されるという特性があります。ですから、色々な先生方がコンプライアンス的なお話をされましたが、同じ位重要な役割としてビジネスに対してどういうソリューションを提供し、どのような商品開発をするのかというの、かなり法務部の中の仕事の役割の大きな部分で、ビジネスと法律の双方の深い理解が要求されそれには弁護士として非常に魅力を感じる部分があります。

【村本】 ありがとうございます。本間先生はいかがでしょう。

2-5 AIG エジソン生命の場合

【本間】 組織機能としては特に差はない、大きなところでは変わらないと思いますので、省略します。

(次号につづく) ㊟